平成２８年（フ）第６７３２号
神奈川県座間市相模が丘１丁目28―10―406号　Ｓ１ビル89
破産者　伊藤　厚生
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３３号
神奈川県座間市相模が丘１丁目28―10―406号　Ｓ１ビル89
破産者　伊藤　美樹
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３６号
東京都江戸川区東瑞江１丁目12―６―301
破産者　谷　　祥一
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７８０号
東京都八丈島八丈町三根880―１
破産者　合田　哲博
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７８２号
埼玉県吉川市栄町782―１　Ｂ―901
破産者　刈部　行寛
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６０号
静岡県伊豆の国市南條456番地
破産者　中央工業合資会社
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９６号
北海道石狩市緑苑台東３条３丁目98番地
破産者　株式会社アイディオートレーディング
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１１号
札幌市東区本町１条２丁目４番36号
破産者　株式会社亀山商店
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８２号
埼玉県志木市柏町５丁目18番36―208号
破産者　有限会社山田構造設計
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７１１号
東京都千代田区永田町２丁目10番７号　星が岡会館２Ｆ
破産者　株式会社パートナーズ21
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７１２号
埼玉県北本市深井６丁目135―24
破産者　小室　　昂
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０号
新潟市中央区米山３番１号
破産者　有限会社セシリアン
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０２０号
名古屋市港区津金１丁目２番１号
破産者　福育有限会社
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０６号
神戸市中央区東町123番地の１貿易ビル
破産者　伸光商事株式会社
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２号
島根県雲南市大東町北村30番地
破産者　高島久二子
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
千葉県大網白里市北飯塚33番地８
破産者　今野　町子
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
富山県砺波市庄川町金屋87番地の４
破産者　有限会社薬師温泉庄永閣
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４号
三重県松阪市京町512番地１、前住所三重県松阪市垣鼻町575番地　サンハイム垣鼻503、元住所三重県亀山市東御幸町60番地
破産者　根本　　彰
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２８号
三重県松阪市下村町842番地15、前住所三重県津市一志町小山854番地51
破産者　藤田　裕司
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３９２号
京都市伏見区醍醐切レ戸町５番地の６
破産者　石村　　忍
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
山口県山陽小野田市港町１番10号
破産者　有限会社Ａ―１
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２１８号
愛媛県松山市鷹子町794番地２
破産者　株式会社えひめフードサービス
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部